

尾地 八尾  
阪原 大阪  
東柏 東

# 長尾東大阪市長と懇談

## 国保・子ども医療改善に奮闘

協会の貴島正彦副理事長(東大阪・八尾・柏原地区)は、長尾淳三東大阪市長と懇談し、歯科医療の改善や、同地区が2月に要望した国民健康保険の負担軽減や子どもの医療費助成制度の対象年齢拡大などについて懇談・要請した。

同地区は、昨年7月の市長選挙で長尾氏と「市民の暮らし・医療・福祉・教育の充実を最優先し、不要不急の公共事業については計画の見直しや施策を凍結」するなどの政策協定を結び、長尾市政誕生に尽力した。長尾市長は、「高過ぎ



長尾市長(奥)と懇談する貴島氏(手前) = 8月23日、東大阪市民会館

る国保料の軽減のため、一般財源から繰り入れの伸び率を府下の自治体で一番とすることが出来た。また、介護保険料減免制度は所得基準を大きく

く緩和し、府下でトップクラスとなっている。ムダ遣いの削減については、24億円もの新しい上下水道庁舎の建設を中止、同和予算を1億80

0万円削減した。こうした成果は市民の声に依拠して進めてきた市政運営の結果だ。しかし議会だ。自民・公明の両党は、辞職勧告決議をあげたり、上下水道庁舎建設中止に非難を繰り返している。さらなる国保の保険料軽減や子どもの医療費助成の対象年齢引き上げのためにも、9月の市

会議員選挙で与党議員が増えてほしいと語った。貴島氏は、「政策協定の内容でよくがんばって暮らしている。引き続き市民の命と暮らしを守る施策の前進に向けて、尽力してもらいたい」と激励した。協会が進めている「保険でよい歯科医療を求めよう」意見書採択運動についても協力を要請した。

### 説明会の質問から

協会が8月中旬に全会員に配布した「医療の安全を確保するための指針」についての注意点を、7月までの講習会資料との変更点について、医療機器の保守点検についての質問が多く寄せられているので説明する。

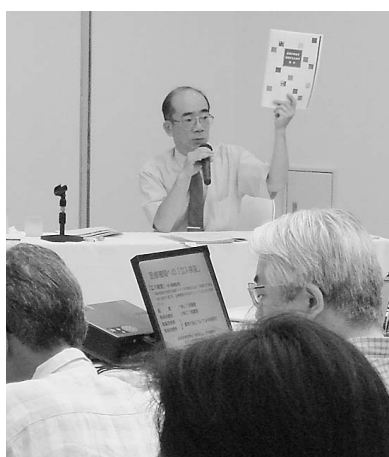
保守点検の計画の策定とその記録が義務付けられている医療機器は、①人工心肺装置及び補助循環装置②人工呼吸器③血液浄化装置④除細動装置(AEDを除く)⑤閉鎖式保育器⑥診療用高エネルギー放射線発生装置(直線加速器等)⑦診療用放射線装置(ガンマナイフ等)——で、一般の歯科医院では扱っていないものばかりである。

それ以外の医療機器については、計画の策定や記録を残すことは各医院の任意判断となる。だから、始業前にユニットなどを点検したり、動作確認したことを文書で残す義務までは課せられていないので、注意いただきたい。

## 指針・マニュアルづくり 協会作成の冊子活用法を解説

協会の東部地区・北河内地区は医療安全管理指針に関する説明会を8月

4日、ホテル京阪京橋で開いた。歯科医師・スタッフら52人が参加した。



安全管理の冊子を用いて説明する吉田氏 = 8月4日、ホテル京阪京橋

講師は吉田裕志副理事長。吉田氏は、医療の安全を確保するために必要な指針や各種のマニュアルづくりについて、協会作成の冊子「医療の安全を確保するための指針」をもとに解説した。従業員研修を概ね年2回開催し内容を記録すること、医療事故報告書に記載日より起算して10年間保存すること、などを参加者に

説明した。院内感染対策に関連して、感染性産業廃棄物と一般廃棄物の分別を徹底すること、特に最近では近所からの苦情や内部告発が増加しているので、安全・衛生面の双方に気を配ることを併せて呼びかけた。

吉田氏は「情報公開の流れが加速する中で、院内の医療安全管理がどれだけ徹底されているか、それを基準に患者さんは医院を取捨選択することになる。日ごろから協会新聞などに目を通すなどして、情報収集に努めてほしい」と呼びかけた。

# 税 Q & A

西村博史氏 (協会顧問税理士)



Q 従業員Bに給与を支払う場合、Bの夫の税額が大きく変化する場合が

あると聞いた。どんな点に注意したらよいだろうか。 A Bに支払う年間給与の金額が103万以下か、141万未満か、あるいは141万以上か、Bの夫の税額が変わる。 【解説】従業員Bの給与が103万以下である場

合には、Bの夫の税金の計算上配偶者控除を適用する事が可能である。配偶者控除の金額は通常38万円だが、Bが障害者や70歳以上など特別の場合

用できないが、配偶者特別控除(最高38万円)を控除する事ができる。Bの夫の所得が高額で所得住民税合わせて50%の最高税率の場合には、控

与を支払っても問題はないうか。 A Bの診療所での勤務状態によっては、夫の専従者となれず夫の所得税額が大幅に増加する場合

夫がBに支払う専従者給与を夫の所得の必要経費とするためには、Bは年間を通じて専従可能期間の2分の1以上の期間夫の事業に従事する必要がある。従って、診療所での勤務する事になると、Bは夫の事業に2分の1以上従事できず、夫が専従

## 従業員給与の税務と会計

### 条件により実質手取りが大幅増減

には障害者控除を含め最高123万円を控除できる。また、従業員Bの給与が141万未満の場合には、配偶者控除は適

除額38万円に対し年間19万円の税額の違いが生じる。 Q Bは、夫が営む個人事業の専従者である。給

が考えられる。 【解説】Bは夫の営む個人事業の専従者となり、夫から専従者給与の支給を受けている事になる。

ある。従って、診療所での勤務する事になると、Bは夫の事業に2分の1以上従事できず、夫が専従

者に支払う専従者給与は夫の所得計算上経費算入できない事になる。 Q 税金以外でBに支払う給与について注意する点はあるだろうか。 A Bの夫の扶養手当がなくならない場合がある。 【解説】Bの夫が給与所得者で勤務先から扶養手当を支給されている場合、Bが夫の税務上の控除対象配偶者である事が条件となっている場合がある。その場合Bに支払う給与は年間103万円以下とする必要がある。

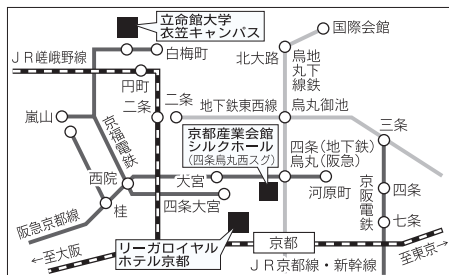
# 第18回核戦争に反対し、核兵器の廃絶を求める 医師・医学者のつどい/20周年記念行事

- 9月23日(日・祝) 立命館大学・衣笠キャンパス
- 10:30~ 立命館大学・平和ミュージアム見学会
- 13:00~ 全体会/立命館大学・敬学館230教室

## 20周年を迎えた私たちの取り組みと課題 特別講演「JPPNWの活動」

片岡勝子JPPNW事務総長・広島大学名誉教授

- 15:30~ 記念講演「核は廃絶できる I can, You can, We all can」 ティルマン・アルフレッド・ラフJPPNWオーストラリア代表
- 18:00~ レセプション/リーガロイヤルホテル 京都
- 9月24日(月・休) 京都産業会館・シルクホール
- 10:00~ 市民公開シンポジウム(一般参加無料) 「東アジアの非核、安全保障と日本国憲法」



◆参加費 歯科医師 5千円 (レセプション費用は別)

◆申し込み・問合せ 731 TEL 06-6568-1731 担当事務局/清田

主催 全国反核医師の会/第18回核戦争に反対を求める医師・医学者のつどい実行委員会

## 九条の会・ロゴマーク募集

しめ切り迫る!! (9月10日まで)

「おおさか医科・歯科九条の会」では、憲法9条を守る活動を一層拡げるにあたり、親しみやすいロゴマークを募集します。

採用された1名様に  
図書券3万円分を進  
呈いたします。

【応募方法】  
ファクス用紙に「九条ロゴマーク応募」と書き、ご氏名・診療所住所・お電話番号を明記して、ファクス06-6568-10564 までご送信下さい。郵送でも結構です。

【審査方法】  
医科・歯科九条の会世話人会において審査をさせていただきます。

おおさか医科・歯科  
九条の会  
(ロゴマーク・例)